

## 第4章 条例・規程・協定等

### 第1 防災関係

#### 1. 本宮市防災会議条例（資料 68）

平成 19 年 1 月 1 日

条例第 18 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、本宮市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）本宮市地域防災計画及び水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 1 人
- （2）福島県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 1 人
- （3）福島県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 人
- （4）市長がその部内の職員のうちから指名する者 9 人
- （5）教育長
- （6）消防団長
- （7）安達地方広域行政組合南消防署長
- （8）指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 3 人
- （9）市長が特に必要と認めた機関の長 2 人

6 前項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したとき、解任されるものとする。

（議事等）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

## 2. 本宮市防災会議委員名簿（資料 69）

（令和3年12月）

番号	役職	職名	氏名	住所	電話
1	会長	本宮市長	高松 義行	本宮市本宮字万世 212	33-1111
2	委員(1号)	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所長	福島 陽介	福島市黒岩字榎平 36	024-546-4331
3	委員(2号)	福島県東北地方振興局長	宇佐見 明良	福島市杉妻町 2-16	024-521-2709
4	委員(3号)	郡山北警察署本宮分庁舎所長	小林 裕司	本宮市本宮字万世 172-1	33-3110
5	委員(4号)	副市長	渡辺 正博	本宮市本宮字万世 212	33-1111
6	委員(5号)	本宮市教育長	松井 義孝	〃	
7	委員(6号)	本宮市消防団長	渡辺 明弘		
8	委員(7号)	安達地方広域行政組合 南消防署長	加藤 幸夫	本宮市高木字水境 18	33-2875
9	委員(8号)	NTT 東日本福島支店長	畠山 良平	福島市山下町 5-10	024-531-3000
10	〃	東北電力ネットワーク株式 会社郡山電力センター所長	菅野 淳	郡山市細沼町 1-5	024-932-6314
11	〃	福島交通(株) 郡山支社長	瀬谷 賢次	郡山市向河原町 2-23	024-944-5400
12	委員(9号)	本宮市女性団体連絡協議会 会長	遠藤 恵美子		
13	〃	6区館町行政区町内会自主 防災組織 代表	浜崎 光則		
14	〃	福島地方気象台長	桜井 美菜子	福島市松木町 1-9	024-534-0321
15	〃	陸上自衛隊第44普通科連 隊長	湯舟 道彦	福島市荒井字原宿 1	024-593-1212
16	委員(4号)	市民部長	荒川 貞伸	本宮市本宮字万世 212	33-1111
17	〃	建設部長	永田 達也	〃	〃
18	〃	保健福祉部長	辻本 弘月	〃	〃
19	〃	会計管理者	遠藤 敦子	〃	〃
20	〃	総務政策部 秘書広報課長	野々村知賀子	〃	〃
21	〃	教育部 幼保学校課長	川名 美和子	〃	〃
22	〃	市民部 白沢総合支所長	国分 孝寿	〃	44-2111
23	〃	産業部 農政課長	根本 裕三郎	〃	33-1111

任期：8号委員は、2年

## 3. 本宮市災害対策本部条例（資料 70）

平成 19 年 1 月 1 日  
条例第 19 号

## （趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定に基づき、本宮市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## （組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部所の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## （部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## （現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

## （委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

## 4. 本市における災害相互応援協定締結状況（資料 71）

## ● 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

（広域圏連絡調整市町村）

第2条 応援事務を迅速且つ円滑に遂行し、かつ各広域圏並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

（連絡責任者）

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- （1）食料、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- （2）応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- （3）応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- （4）その他第3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

但し、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- （3）派遣を要請する職員の職種及び人員
- （4）応援の場所及び経路
- （5）応援を必要とする期間

（自主応援）

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被害市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。これらの場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

（連絡会議）

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

（その他防災協定等との関係）

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書44通を作成し、5広域圏構成44市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年1月16日

- 「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」（44市町村）  
 ○「災害時における相互応援協定」（17市町村：平成7年8月1日）  
 ※下記のうち福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域17市町村）

市町村名	電 話	F A X	市町村名	電 話	F A X
福島地方広域行政圏内			相馬地方広域市町村圏		
◎福島市	024-536-3731	024-536-4370	◎相馬市	0224-37-2121	0244-34-4196
◎二本松市	0243-23-1111	0243-22-5411	◎原町市	0244-24-5231	0244-23-0311
伊達市	024-575-1111	024-576-7199	南相馬市	0244-24-5232	0244-23-0311
桑折町	024-582-2111	024-582-2479	新地町	0244-62-2111	0244-62-3194
国見町	024-585-2111	024-585-2181	飯館村	0244-42-1611	0244-42-1601
川俣町	024-566-2111	024-566-4066	亘理・名取広域行政圏		
飯野町	024-562-2111	024-562-2259	名取市	022-384-2111	022-384-2111
大玉村	0243-48-3131	0243-48-3137	◎岩沼市	0223-22-1111	0223-24-0897
本宮市	0243-33-1111	0243-34-3138	◎亘理町	0223-34-1111	0223-34-7341
			山元町	0223-37-1111	0223-37-4144
			置賜広域行政圏		
			◎米沢市	0238-22-5111	0238-22-0498
			◎長井市	0238-84-2111	0238-83-1070
			南陽市	0238-40-3211	0238-40-3242
			高畠町	0238-52-1111	0238-52-1543
			川西町	0238-42-2111	0238-42-2724
仙南地域広域行政圏内			白鷹町	0238-85-2111	0238-85-2128
◎白石市	0224-25-2111	0224-24-4861	飯豊町	0238-72-2111	0238-72-3827
角田市	0224-63-2111	0224-62-4829	小国町	0238-62-2111	0238-62-5464
蔵王町	0224-33-2211	0224-33-4159	「◎」の市町村は 福島・宮城・山形広域圏災害時 相互応援協定に基づく、各広域 圏の「連絡調整市町村」		
七ヶ宿町	0224-37-2111	0224-37-2468			
大河原町	0224-53-2111	0224-53-3818			
村田町	0224-83-2111	0224-83-2952			
柴田町	0224-55-2111	0224-55-4172			
川崎町	0224-84-2111	0224-84-2111			
◎丸森町	0224-72-2111	0224-72-1540			

## ● 郡山市・本宮市・大玉村災害相互応援協定

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、郡山市、本宮市、大玉村（以下「協定市村」という。）の区域において、火災・水災・震災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した市村（以下「被災市村」という。）の応援要請にこたえ、他の協定市村が被災市村の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする被災市村（以下「応援要請市村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部課を通じて、電話又は電信等により、他の協定市村に応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市村（以下「応援市村」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市村の区域において激甚な災害が発生したことが明らかなる場合は、協定市村は、自らの判断により自主応援活動を実施することができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援活動に要した経費は、応援要請市村の負担とする。ただし、被害状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援要請市村と応援市村が当該経費の負担について協議して決定する。

（災害補償及び損害賠償）

第5条 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市村の負担とする。

2 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市村が、応援要請市村への往復の途中において生じたものについては応援市村がそれぞれ負担するものとする。

（連絡担当部課）

第6条 協定市村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第8条 この協定の締結に関し定めのない事項については、協定市村が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成19年7月3日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、協定市村それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年7月3日

連絡担当部課

市町村名	担当部課・係	電話番号	F A X
郡山市	総務部消防防災課 防災係	024-924-2161	024-935-0683
本宮市	市民部防災対策課 消防防災係	0243-24-5365	0243-34-2724
大玉村	住民税務部住民生活課 生活安全係	0243-48-3131	0243-48-3137

## ● 上尾市との災害時相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、本宮市及び上尾市（以下「協定市」という。）のいずれかの団体の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市（以下「被災市」という。）単独では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるときに、同法第67条第1項の規定に基づき、被災市が応援要請する応急措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- （3）被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （4）救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時受け入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援の要請手続き）

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文章を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）被災者の一時受け入れを要請する場合にあっては、一時避難を希望する者の人数及び期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的活動）

第4条 応援を行う市（以下「応援市」という。）は、災害の際に通信途絶等により被災市から前条の要請がない場合は、速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 応援市は、前項の情報収集により被害が甚大であることを判断し、かつ、被災市と連絡できない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援市は、被災直後自主的な応援活動のための職員を派遣する場合には、派遣職員が消費し、又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 応援市は、前項の規定により職員を派遣した場合は、被災市から前条に基づく応援要請があったものとみなすこととする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第5条 応援市から派遣された職員は、被災市の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、

応援市は、一時立替支弁するものとする。

3 応援市から派遣された職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

4 応援市から派遣された職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときにあつては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたときにあつては応援市が、賠償の責任を負うものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（体制の整備）

第8条 協定市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする

（交流の促進）。

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるようにするため、日常ごろから、教育団体、青少年団体、自治会等を含めた市民レベルの幅広い交流促進に努めるものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日1月前までに申出がないときは、この期間は、さらに3年間延長されるものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定団体で協議して定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、本宮市長及び上尾市長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年11月11日

## ● 全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書

（目的）

第1条 この覚書は、全国へそのまち協議会規約に基づき、当協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）のいずれかの市町村域内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）で十分な応急措置が実施できない場合、加盟市町村が相互に応援し、応急対策及び復旧活動に万全を期することを目的として締結する。

（連絡体制）

第2条 加盟市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。なお、災害の状況等により連絡担当課を変更する場合は、速やかに他の加盟市町村に連絡を行うものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及びその他生活必需品の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策、復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧活動に必要と認められる事項

（応援の要請）

第4条 応援を要請しようとする被災市町村は、災害の概要を明らかにして、第2条に定める連絡担当課を通じて口頭、文書等で応援を要請するものとする。

（応援の実施）

第5条 応援を要請された加盟市町村は、要請の内容に基づき、可能な範囲で応援に努めるものとする。

2 加盟市町村は、必要と認めるときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができる。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、原則として応援を要請する被災市町村が負担するものとする。ただし、加盟市町村が自主的に応援をした場合は、原則として加盟市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した加盟市町村の間で協議して定めるものとする。

（情報等の交換）

第7条 加盟市町村は、この覚書に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な情報、資料等を相互に交換するものとする。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、加盟市町村が協議して定めるものとする。

平成30年9月4日

北海道富良野市長	北	猛	俊
福島県本宮市長	高	松	義行
栃木県佐野市長	岡	部	正英
群馬県渋川市長	高	木	勉
山梨県中央市長	田	中	久雄
兵庫県西脇市長	片	山	象三
奈良県吉野町長	北	岡	篤
岡山県吉備中央町長	山	本	雅則
熊本県山都町長	梅	田	穰
沖縄県宜野座村長	當	眞	淳

**● 郡山市と本宮市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約**

郡山市及び本宮市は、こおりやま広域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

**（目的）**

第1条 この連携協約は、郡山市及び本宮市が連携することで、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

**（基本方針）**

第2条 郡山市及び本宮市は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割分担をして連携を図るものとする。

**（連携する取組等）**

第3条 郡山市及び本宮市が相互に連携する取組、当該取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の取組に基づき実施する具体的な事業については、郡山市及び本宮市が協議して別に定める。

**（費用分担）**

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する費用の分担については、郡山市及び本宮市が協議して別に定める。

**（協議）**

第5条 郡山市長及び本宮市長は、連携する取組について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うものとする。

**（協約の変更及び廃止）**

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、郡山市及び本宮市の協議によるものとする。この場合において、郡山市及び本宮市は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、郡山市及び本宮市が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成31年1月23日

令和2年7月8日 一部変更

郡山市  
郡山市長 品川 万里

本宮市  
本宮市長 高松 義行

## ● 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下（甲）という。）と、本宮市長（以下（乙）という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

## （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 本宮市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 本宮市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたととき

## （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

## （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

## （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

## （平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

## （協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成23年5月19日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号  
国土交通省 東北地方整備局長 徳山 日出男

乙 福島県本宮市本宮字万世212  
本宮市長 高松 義行

## ● 災害時における宿泊施設の提供に関する協定

本宮市（以下「甲」という。）と有限会社 千鶴荘（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等（以下「災害等」という。）の発生時における高齢者等の特段の配慮が必要な方への宿泊施設及び入浴の提供等（以下「宿泊施設の提供等」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時において、高齢者等特段の配慮が必要な方の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害等発生時において、特段の配慮が必要な方の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

（要請する業務の範囲）

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙が所有する宿泊施設「ホテルフォーシーズ」への宿泊及び入浴の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

2 宿泊施設等への入所者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が当該宿泊施設等へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（様式2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 履行の場所
- (2) 受入人数、提供部屋数その他の履行内容
- (3) 履行の期日及び期間
- (4) その他必要な事項

（受入対象者）

第5条 宿泊施設等への受入対象とする特段の配慮が必要な方とは、次のとおりとする。

- (1) 高齢者や妊婦、障がい者等の避難行動要支援者及び新型コロナウイルス感染症のリスクが高い方で、甲が必要と認めた方
- (2) その他上記(1)に規定する方の家族等甲が必要と認めた方

（受入対象期間）

第6条 宿泊施設等への受入対象期間は、原則として、甲による避難準備・高齢者等避難開始の指示を契機として、宿泊施設等へ第5条に規定する受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（宿泊施設等への対象者の割振り）

第7条 宿泊施設等への対象者の割振りは甲が行うものとする。

2 甲は、前項の割振りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

（経費）

第8条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、次のとおりとする。

（1）1泊1人あたり6,600円（消費税込）

（受入実績の報告と経費の請求）

第9条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書（様式3）を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

（1）氏名、性別及び年齢

（2）住所

（3）宿泊期間及び泊数

（4）金額

（5）対象者の要件（上記第5条）

（6）特記事項

（経費の支払い）

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を收受した日から30日以内に支払うものとする。

（連絡調整体制の整備）

第11条 甲及び乙は、災害等発生における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協定の有効期間・解除）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2部を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和2年9月16日

甲 福島県本宮市本宮字万世 212  
本宮市  
本宮市長 高松 義行

乙 福島県本宮市本宮字南町裡 29  
有限会社 千鶴荘  
代表取締役 北沢 忠義

## 別表（第3条関係）

## 1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取 組	内 容	郡山市の役割	本宮市の役割
(1) 産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築	産学金官民一体となった経済戦略の策定等や、国の成長戦略実施のための体制整備等に取り組む。	本宮市と連携して、産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築に取り組む。
(2) 新規創業の促進及び地域産業の振興	新産業・新事業の創出、人材育成、産業イノベーションの実現等、新規創業の促進及び地域産業の振興に取り組む。	本宮市と連携して、新規創業の促進及び地域産業の振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、新規創業の促進及び地域産業の振興に取り組む。
(3) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地場産品の販路拡大、6次産業化の推進等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	本宮市と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
(4) 戦略的な観光施策の推進	観光客の誘致、圏域全体の観光資源を活用したプロモーション等、戦略的な観光施策の推進に取り組む。	本宮市と連携して、戦略的な観光施策の推進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、戦略的な観光施策の推進に取り組む。

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	本宮市の役割
(1) 高度な医療サービスの提供	病院機能の充実・強化等、高度な医療サービスの提供に取り組む。	本宮市と連携して、高度な医療サービスの提供に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高度な医療サービスの提供に取り組む。
(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	主要駅周辺等の整備や広域的な交通体系の整備、空港の利用促進等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	本宮市と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。
(3) 高等教育・研究開発の環境整備	高等教育・研究開発機関と連携し、人材の育成や産業の活性化等、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	本宮市と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	本宮市の役割
(1)地域医療・福祉・子育ての充実	在宅医療・介護の連携促進、高齢者・障害者等への支援、子育て環境の充実等に取り組む。	本宮市と連携して、地域医療・福祉・子育ての充実に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域医療・福祉・子育ての充実に取り組む。
(2)教育・文化・スポーツの振興	学校教育や生涯学習、文化・スポーツ活動の推進等、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	本宮市と連携して、教育・文化・スポーツの振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。
(3)広域的な土地利用の促進	圏域の特性を生かした都市空間の形成や土地利用のあり方に関する調整等、広域的な土地利用の促進に取り組む。	本宮市と連携して、広域的な土地利用の促進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、広域的な土地利用の促進に取り組む。
(4)地域振興	地域を担う人材の育成やコミュニティの強化、にぎわいの創出等、地域振興に取り組む。	本宮市と連携して、地域振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域振興に取り組む。
(5)災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	本宮市と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に取り組む。
(6)環境対策の推進	気候変動への対応や、自然エネルギーの導入促進等、環境対策の推進に取り組む。	本宮市と連携して、環境対策の推進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、環境対策の推進に取り組む。
(7)地域公共交通の充実	公共交通の利用促進や生活交通の確保等、地域公共交通の充実に取り組む。	本宮市と連携して、地域公共交通の充実に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。

取 組	内 容	郡山市の役割	本宮市の役割
(8) ICTインフラの整備	ICTプラットフォームの構築やICTの効果的な利活用に取り組む。	本宮市と連携して、ICTインフラの整備に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、ICTインフラの整備に取り組む。
(9) 道路等の社会インフラの整備・維持	広域的な交流や地域間の連携を支える道路等の社会インフラの整備・維持に取り組む。	本宮市と連携して、道路等の社会インフラの整備・維持に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、道路等の社会インフラの整備・維持に取り組む。
(10) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	食の安全を確保した消費の定着や、地場製品の販売促進等、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。	本宮市と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。
(11) 圏域内外の住民との交流・移住促進	多様な交流の促進や移住・定住に向けた情報発信、受入体制の構築等、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。	本宮市と連携して、圏域内外の住民との交流・移住促進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。
(12) 圏域マネジメント能力の強化	人材の育成や多様なネットワークの構築等、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。	本宮市と連携して、圏域マネジメント能力の強化に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。